

児童手当 制度改革概要

R6.10制度改革
(R6.9配布) 改①

拡充内容

- ① 所得制限の撤廃
- ② 支給期間を「中学生まで」から「高校生年代まで」に延長
※18歳に達する日以後の最初の3月31日まで
- ③ 第3子以降の支給額が3万円に増額
- ④ 第3子以降の算定に含める対象者の年齢を
「高校生年代まで」から「22歳に達する日以後の最初の3月31日まで」に延長
- ⑤ 支払月を年3回から年6回に増加（偶数月での支払）

	改正前（令和6年9月分まで）		改正後（令和6年10月分から）	
所得制限	あり		なし	
支給対象	中学生まで (15歳に達する日以後の最初の3月31日まで)		高校生年代まで (18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)	
手当月額	3歳未満	15,000円	3歳未満	第1子・第2子 15,000円 第3子以降 30,000円
	3歳から 小学校修了まで	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円	3歳から 高校生年代まで	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 30,000円
		中学生 10,000円		
	高校生年代	支給対象外		
	所得制限限度額以上 所得上限限度額未満	5,000円	所得制限なし	
第3子以降の 算定対象	18歳に達する日以後の最初の3月31日まで		22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	
支給月	2・6・10月（年3回） ※支払月の前4か月分を支給		2・4・6・8・10・12月（年6回） ※支払月の前2か月分を支給	

